



～ 助成金コラム ～

人材開発支援助成金 「人材育成支援コース」とはどのような制度か？

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
今回は、人材開発支援助成金「人材育成支援コース」の概要について説明します。

1、人材開発支援助成金「人材育成支援コース」の概要

- ① 雇用する労働者(雇用保険被保険者)に対して、
- ② 業務命令により、
- ③ 対象労働者の職務に関連する訓練を行う場合で、
- ④ 事前に申請した計画に沿って訓練を実施した場合に、
- ⑤ 訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

2、手続きの流れ

- ① 職業能力開発推進者の選任と事業内職業能力開発計画の作成・周知
- ② 「職業訓練実施計画」の作成と提出(訓練開始の1か月前まで)
- ③ 訓練の実施(訓練計画に変更が生じた場合は「変更届」の提出が必要)
- ④ 支給申請(訓練終了後の2か月以内)

3、対象となる訓練

- ① 人材育成訓練
10時間以上のOFF-JTによる訓練
- ② 認定実習併用職業訓練
新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
※訓練開始の1か月前までに「実践型人材養成システム実施計画」を提出し厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。
- ③ 有期実習型訓練
正社員経験の少ない有期契約労働者等を、正社員に転換することを目的として実施する、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
- ④ 中高年齢者実習型訓練【令和8年度に新設】
45歳以上の労働者を対象として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

上記以外にも様々な要件がありますので厚生労働省・愛知労働局のホームページで詳細を確認して下さい。